

平成29年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
H29	4	25	兵庫県知事 (6)第400746号	アイテック・ホーム	兵庫県	高砂市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第1号に該当する。
H29	8	8	兵庫県知事 (8)第750063号	上山建設株式会社	兵庫県	篠山市	指示	—	専任取引士が約1年4ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
H29	9	21	兵庫県知事 (2)第11454号	株式会社NextAge	兵庫県	神戸市	指示	—	宅地建物取引士以外の者が重要事項を説明した。このことは、法第35条第1項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
H29	11	21	兵庫県知事 (12)第6427号	大貴工務店有限会社	兵庫県	加古川市	免許取消	—	役員が法第5条第1項第3号の2に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
H30	1	4	兵庫県知事 (3)第11177号	神戸ハウジングサービス株式会社	兵庫県	神戸市	業務停止	22日	①重要事項説明書に虚偽の記載をした。②借主に対して、取引士をして重要事項の説明をしなかった。③建物賃貸借契約書に虚偽の記載をした。④貸主や管理会社の依頼に基づかずに、広告料20万円を収入した。①及び②は法第35条第1項、③は法第37条第2項並びに④は法第46条第2項の規定にそれぞれ違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。